

地域創業助成金は、平成20年3月までです

地域創業助成金とは

地域創業助成金は、地域貢献事業※注1を行う法人を設立または個人事業を開業し、65歳未満の非自発的離職者※注2を1人以上含む2人以上の常用労働者および短時間労働者を雇用した場合に、新規創業に係る経費および労働者の雇入れについて支援する助成金です。
この事業は、平成20年3月31日で終了いたします。

創業および雇入れ期限

平成20年3月31日までの創業および雇入れ

支給申請期限

対象となる労働者を雇入れ日の3カ月後から起算して1カ月。

ただし、法人等の設立の日から7カ月を経過する日までは支給申請ができます。(7カ月を経過する日が、平成20年7月31日を超える場合は、その日までとなります。)

地域貢献事業計画申請期限

法人の設立または個人事業の開業後、6カ月以内。
ただし、平成19年12月31日以降の創業に係る地域貢献事業計画書の申請期限は、平成20年6月30日までとなります。

支給金額

①新規創業支援金

・創業経費(①法人等の設立に関する事業計画作成費、②職業能力開発経費、③設備・運営経費)の3分の1(上限額は下表のとおり)を支給

区分		雇用調整方針対象者 あり	雇用調整方針対象者 なし
創業支援対象労働者のうち、非自発的離職者の雇入れ数	3人以上	500万円(300万円)	400万円(200万円)
	2人以下	400万円(200万円)	350万円(150万円)

()内金額は、創業支援対象労働者の雇入れ数が、4人以下の上限額。

②雇入れ奨励金および追加奨励金

・創業支援対象労働者の内、非自発的離職者1人につき、30万円(短時間労働被保険者1人15万円)が支給されます。ただし、100人分が限度です。

地域創業助成金を受給するには、上記以外にも要件確認や資料等が、必要になります。

お問い合わせ 長崎県雇用開発協会 TEL095-827-6808
企画振興部 地域振興課 TEL050-3381-5032
南島原市商工会 TEL0957-76-1500

地域貢献事業とは ※注1

●サービス10分野

- ①個人向け・家庭向けサービス
- ②社会人向け教育サービス
- ③企業・団体向けサービス
- ④住宅関連サービス ⑤子育てサービス
- ⑥高齢者ケアサービス ⑦医療サービス
- ⑧リーガルサービス ⑨環境サービス
- ⑩地方公共団体からのアウトソーシング

●地域重点分野

- 食料品製造業 ○飲食料品小売業
- 一般飲食店

非自発的離職者とは ※注2

会社の倒産や定年など、自らの意思によらずに前の会社を離職した人です。

特定健診は メタボリックシンドロームに着目した健診です

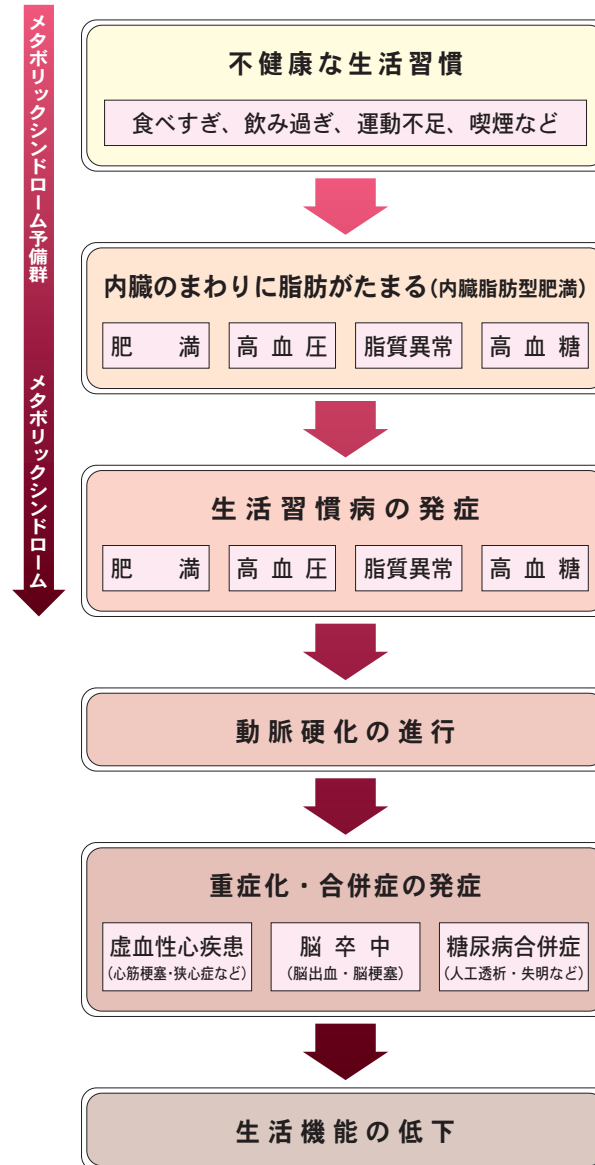
40~74歳
の人

前は南島原市の医療費と生活習慣病の関係についてお知らせしましたが、今回は特定健診について説明します。(次回は特定保健指導の予定です。)

メタボリックシンドロームとその予備群の人を早期に見つけて、生活習慣病の進行、悪化を食い止めます。

メタボリックシンドロームとは脂肪細胞の機能が悪化した内臓脂肪型肥満との関連で起こりやすいと考えられている高血圧、高脂血症、耐糖能異常などの疾患の事をいいます。

メタボリックシンドロームはこうして進行します



特定健診の必須項目の検査結果から、メタボリックシンドロームの危険性のレベルを判定します。その結果によっては、医師の判断により詳細検査を実施することもあります。もちろんこれまでどおり、糖尿病、高血圧などの個別の生活習慣病の判定も行います。

特定健診で、特にメタボリックシンドロームの危険性が高いと判定された人は特定保健指導で生活習慣の改善を目指していきます。

メタボリックシンドロームは、ほんの少し生活習慣を見直し、継続することで改善が可能です。新しい健診では、メタボリックシンドロームのもとになる内臓脂肪がたまっていたら危険であることを受診者に知ってもらい、受診者自らが生活習慣を変えていく支援をすることを目的としています。

特定健診の項目

必須項目

- ①質問票(服薬歴、喫煙歴、生活習慣等)
- ②身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)
- ③理学的検査(身体診察)
- ④血圧測定
- ⑤血液検査
 - ・脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
 - ・肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)
 - ・血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c)
- ⑥検尿(尿糖、尿蛋白)

詳細検査項目

- ①心電図検査
- ②眼底検査
- ③貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)

お問い合わせ 市民生活部 市民課 保険年金班 TEL050-3381-5040